

その他

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第42号） の施行について

- 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第42号）については、平成20年5月21日に参議院において全会一致で可決・成立し、同月28日に公布された。
- 同法の施行日については、平成21年1月23日に閣議決定された「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（平成21年政令第9号）において、平成21年5月1日と定められたところである。
- 同法においては、
 - ・ 介護サービス事業者に対する業務管理体制整備の義務付けの内容
 - ・ いわゆる連座制が適用されない場合
 - ・ 同一法人グループに属する法人であって密接な関係にある法人が取消 処分を受けた時の指定・更新が拒否される場合に係る同一法人グループの範囲及び密接な関係の定義等について厚生労働省令で定めることとしているが、具体的な内容については以下のとおりである。

【省令の概要】

(1) 業務管理体制の整備

① 業務管理体制の整備の基準

業務管理体制の整備については、事業者の規模に応じたものとするとして
いるところ、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数により事業者の
規模を区分し、それぞれの区分に応じ義務付けることとする。

指定・許可の 事業所・施設数 の区分	業務管理体制の整備の内容		
	法令遵守責 任者の選任	業務が法令に適合す ることを確保するた めの規程の整備	業務執行の 状況の監査
1～19	必要	—	—
20～99	必要	必要	—
100～	必要	必要	必要

*ただし、事業所・施設数には、みなし事業所（病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）等であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所）を含まないこととする。

② 業務管理体制の整備に関する事項の届出

業務管理体制の整備をした事業者は、遅滞なく整備した事項を届け出なければならぬものとする。なお、経過措置として施行後6月を経過するまでの間における業務管理体制の届出は、平成21年10月31日までに行うこととしている。

届出する事項	対象の事業者
事業者の名称又は氏名及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	全ての事業者
法令遵守責任者の氏名及び生年月日	全ての事業者
業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	指定・許可の事業所・施設数が20以上の事業者
業務執行の状況の監査の方法の概要	指定・許可の事業所・施設数が100以上の事業者

*届出た事項に変更があったときは、介護保険法第115条の32第2項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出ることとする。また、事業所・施設数の変更に伴い、業務管理体制の整備の基準で規定している指定等の事業所・施設数の区分に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき者及び変更前の区分により届け出るべき者の双方に届け出なければならないこととする。

(2) 事業者の指定等に係る欠格事由の見直し

① 法第70条第2項第6号、第6号の2等関係

今般の法改正では、法第70条第2項第6号及び同項第6号の2等において、いわゆる連座制の仕組みは維持しつつも、指定取消の処分の理由となった事実等を考慮し、連座制が適用される指定等の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合については、連座制を適用しないこととしたと

ころ、その要件について、厚生労働大臣等が法第115条の33第1項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定等の取消しの処分の理由となった事実等に関して当該事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該事業者が当該指定等の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合と規定する。

② 法第70条第2項第6号の3等関係

法第70条第2項第6号の3等に規定する、指定等に係る欠格事由である「申請者と密接な関係を有する者が、指定の取消しの日から起算して5年を経過していないとき」の「申請者と密接な関係を有する者」について、申請者の親会社等、申請者の親会社等の子会社等、申請者の子会社等のうち、申請者の重要な事項に係る意思決定に関与、又は、申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与している法人と規定する。

また、①と同じく、連座制が適用される指定等の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものを、厚生労働大臣等が法第115条の33第1項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定等の取消しの処分の理由となった事実等に関して当該事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該事業者が当該指定等の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合と規定する。

*1 申請者の親会社等

申請者の親会社等	申請者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者
申請者の親会社等の子会社等	申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者
申請者の子会社等	申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者

*1-2 事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者

申請者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者
申請者（持分会社である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者（定款に別段の定めをすることにより、当該者が当該申請者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与えることができる場合に限る。）

③ 法第70条第2項第7号等関係

法第70条第2項第7号の2等の規定による聴聞決定予定日の通知をするときは、法第76条第1項等の規定による検査日から10日以内にその検査日から起算して60日以内の特定の日を通知することとする。

(3) 廃止又は休止に係る届出の見直し

指定事業者等が当該事業を廃止・休止しようとするときは、その廃止・休止の日の1月前までに、廃止・休止しようとする年月日、廃止・休止しようとする理由、現にサービスを受けている者に対する措置、休止しようとする場合は、休止の予定期間を当該事業者等の事業所の所在地を管轄する都道府県知事等に届け出なければならないこととする。

*既に1月前の届出が義務付けられている地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設及び介護療養型医療施設は除くこととする。

(4) 都道府県知事等が公示する事項の見直し

現行では、都道府県知事等が介護保険法に基づく指定をしたとき、廃止の届出があったとき（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設に係るものは、指定の辞退があったとき）又は指定の取消し、若しくは指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、都道府県知事等がその旨を公示することとされているが、今般の法改正に伴い、都道府県知事等が介護保険法に基づく指定等をしたとき、又は廃止の届出があったとき（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設に係るものは、指定の辞退があったとき。）は、事業所等の名称、事業所等の所在地を公示し、指定等の取り消し、又は指定等の全部若しくは一部の効力を停止したときは、事業者等の名称等、事業所等の名称及び所在地、指定等の年月日等、サービスの種類を公示することとする。

*介護保険法の改正に伴い、介護老人保健施設も公示の対象となる。

○ 介護サービス事業者等への周知

これまで、法改正の周知用のパンフレットや業務管理体制に関する届出様式例等について各都道府県、政令市及び中核市や関係団体にお示しするとともに、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/service/index.html>)にも掲載しているところである。

各自治体においては、10月末までに各事業者から確実に所要の届出がなされるよう、例えば、

- ・ 平成 21 年度補正予算案の事業者説明会や集団指導等の機会を捉え、関係資料を配付する
 - ・ 自治体のホームページなど事業者が閲覧する機会の多いホームページに関係情報を掲載する
 - ・ 自治体の介護保険担当部局の窓口にパンフレットを備え置く
- 等の取組みを行い、管下の介護サービス事業者等に対し、業務管理体制にかかる届出が進むようご協力を願いたい。

○ 介護保険事業者管理システムについて

本システムは、介護保険事業者に係る指定取消等の情報を都道府県間で共有し、介護保険事業者指定事務の円滑実施に資することを目的に、平成 18 年度から運用されており、平成 21 年度において、今般の法改正等に対応した一部改修を予定している。

指定が取り消された事業者の情報は、介護保険事業者指定事務の適正な実施のため、都道府県間で円滑かつ速やかに共有する必要があることから、本システムの積極的な活用を今後ともお願いしたい。

平成21年5月1日から 介護保険法が変わります

介護サービス事業者の皆様が、これまで以上に適切な事業の運営や、利用者の皆様へのサービスの確保を行うことができるよう、介護保険法等が改正されました。

1 業務管理体制の整備・届出

事業者は、業務管理体制を整備し、届出を行うことが必要となりました。

○ 整備すべき体制は、各事業者が運営する事業所等の数により異なります。

(業務管理体制整備の内容)

20未満	20以上100未満	100以上
法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	業務執行の状況の監査
	法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備
		法令遵守責任者の選任

指定又は許可を受けている事業所等の数(みなし事業所を除く)

※同一事業所が、例えば訪問介護と介護予防訪問介護の指定を併せて受けている場合、事業所等の数は2と数えます。

○ 届出先は各事業者が運営する事業所等の所在地により異なります。

区分	届出先
① 指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働大臣又は地方厚生局長
② 地域密着型サービス(介護予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
③ ①及び②以外の事業者	都道府県知事

※①については、事業所等の所在地により届出先はつぎのようになります。

- ・ 1つの地方厚生局の管轄区域にある場合 → 当該地方厚生局長
- ・ 2つの地方厚生局の管轄区域にまたがる場合 → 事業所等の数が多い地域を管轄する地方厚生局長
- ・ 3つ以上の地方厚生局の管轄区域にまたがる場合 → 厚生労働大臣(老健局介護保険指導室)

地方厚生局の管轄区域や届出先については厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/>

○ 届出は体制を整備した後、速やかに行っていただく必要がありますが、平成21年10月31日までの間は、同日までの届出でかまいません。

2 休止・廃止届が事前届出制に

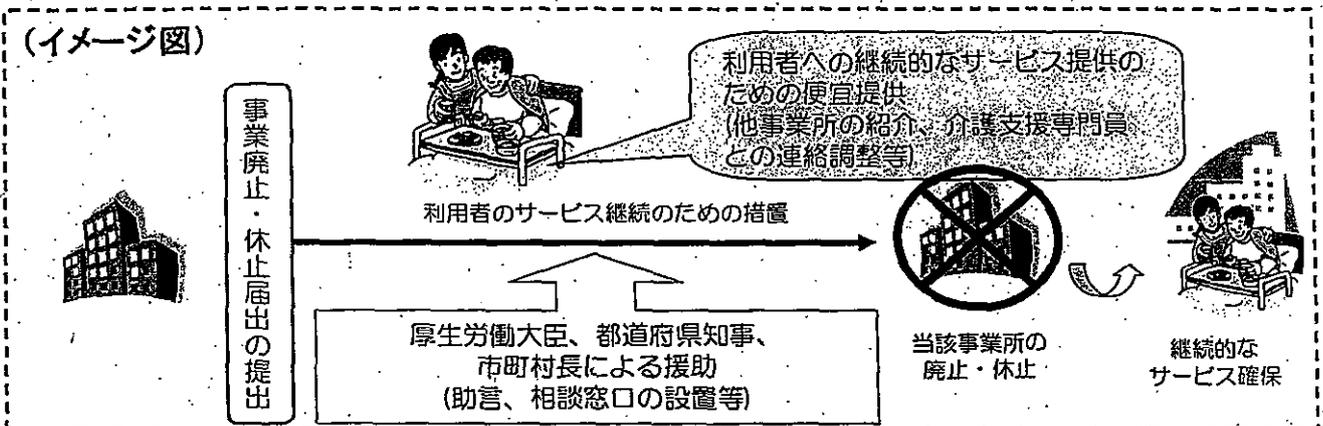
- ① 休止・廃止の届出の時期が、これまでの「休止・廃止後10日以内」から、「休止・廃止予定日の1月前まで」に変わりました。
- ② 立入検査後、10日以内に指定権者が聴聞決定予定日を事業者へに通知した場合、聴聞決定予定日まで廃止の届出を行うと、指定・更新の欠格事由に該当することとなりました。

3 休止・廃止時の利用者へのサービス確保が義務化

休止・廃止時における利用者に対する継続的なサービス提供のための便宜提供が義務づけられました。

(この義務を果たさない場合、都道府県知事等は勧告・命令を行うことができます。)

(イメージ図)



4 指定の取り消しにおける連座制の見直し

- ① 取り消しの理由となった不正行為に、法人の組織的関与が確認された場合に連座制が適用されることとなりました。
- ② 指定・更新の欠格事由に、同一法人グループ等における密接な関係を有する法人が指定の取り消しを受けた場合が追加されました。
- ③ 連座制の適用範囲が、居宅・地域密着型サービスの場合、在宅系（例：訪問介護）と居住系（例：特定施設入居者生活介護）に分かれました。

厚生労働省老健局
総務課介護保険指導室・振興課



「生活・介護支援サポーター養成支援事業」等について

1 「生活・介護支援サポーター養成支援事業」について

今年度より創設する標記事業について、別添1(案)のとおり実施要綱(案)を添付いたしますので、各都道府県市におかれましては、市町村等に周知の上、その積極的な活用方よろしくお願いいたします。

2 「介護サービス適正実施指導事業(地域包括支援センター職員研修事業)」について

標記事業については、平成20年10月16日付事務連絡(別添2)により、地域包括支援センターに関わる職員その他、在宅介護支援センター等が実施するブランチ及びサブセンターの職員等も受講対象としているので、併せて周知方よろしくお願いいたします。

(別添1)

(案)

老 発 第 号
平 成 年 月 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長

生活・介護支援サポーター養成事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「生活・介護支援サポーター養成事業実施要綱」を定め、平成21年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、本事業の積極的な実施に努められるよう特段の御配意をお願いするとともに、貴管内市町村等に対して、周知徹底を図るなど、本事業の円滑な実施について御協力を賜りたい。

別紙

生活・介護支援サポーター養成事業実施要綱

1 目的

本事業は、地域の高齢者の個別の生活ニーズに応える仕組みを安定的・継続的に構築するため、市民の主体性に基づき運営される新たな住民参加サービス等の担い手として生活・介護支援サポーターを養成し、地域で高齢者の生活を支えるシステムを構築することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村とする。ただし、市町村は事業の全部又は一部を地域の高齢者の実情を十分に把握し、総合相談支援等の十分な実績のある在宅介護支援センター等の団体に委託することができる。

3 事業内容

(1) 生活・介護支援サポーター養成研修の実施

(ア) 市民向けに、養成研修（概ね20時間程度の講義及び実習）を行い、一定の福祉、介護に関する知識や技術をもった高齢者への生活・介護支援サービスを行うための担い手を養成する。

次に掲げる基本カリキュラムはあくまでも例示であり、1に掲げる目的に則した内容であれば、地域の実情を勘案し、創意工夫を活かした多様な研修内容とすることとして差し支えない。

なお、地域の状況、及び研修の参加者に応じて、必要なカリキュラムを追加して実施しても差し支えない。

基本カリキュラム名	具体的な研修内容の例
地域の資源とニーズを探す	高齢者福祉施策、障害者福祉施策、児童福祉施策の概要等について学び、地域で活用できる公的資源や、さらには公的制度でカバーしきれないニーズに対応する生活支援サービスの意義と必要性を知る。
あなたの経験や才能を再発見	参加者がどのような知識や経験を有しているのかを振り返るとともに、今後、やりたいことを考えることにより、周りの人に何ができるのかを明らかにしていく。

地域でサポートするときの 人との関わりかた	訪問・退出時のあいさつ、移動における声かけ、 依頼の断り方などについて、親密さと無礼の境目 に留意しながら利用者の立場に立った基本的態度 を学ぶ。
コミュニケーションの コツを知ろう	コミュニケーションを取りにくい人へのアプロ ーチを身につける。
活動オリエンテーションで 地域の活動を知ろう	地域の活動団体での実習。

(イ) 研修の実施体制

研修の実施にあたっては、活動組織（地域のボランティア団体、NPO等）、
活動支援組織（ボランティアセンター、社協等）、相談支援機関等、地域の多
様な組織が協働して実施すること。

(ウ) 研修の方法

演習を重視し、講義と演習を一体的に実施し、さらに活動現場での実習を
行うことで、自ら体験し考えることにより理解を深め、実践力を身につける
よう工夫すること。

(エ) 研修修了証を発行し、研修修了者の記録をすること。

(2) 高齢者の生活を支えるシステムの構築

市町村は、生活・介護支援サービスの実践につながるように、修了者に対し
て次のような継続的な支援を実施すること。

(ア) 研修修了者の希望に合った活動、関心を持てる活動を紹介する。

(イ) 修了者で新たな活動グループを立ち上げる場合にはその支援を行う。

(ウ) 活動参加後もアドバイスや活動についての相談など継続的な支援を行う。

(3) 生活・介護支援サービスの活動の支援にあたっては、地域支援事業交付金の
任意事業、保健福祉事業を積極的に活用すること。

4 留意事項

本事業の実施にあたっては、次の点に留意すること。

- (1) 地域住民へ広く周知をするよう努めること。
- (2) 市区町村内の生活・介護支援サービス関係者の連携体制が作られるよう支援すること。
- (3) 多くの市民に参加してもらうよう、働きかけを行うこと。
- (4) 研修修了者への活動紹介の例として、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日社援発第0331021号社会・援護局長通知)に定める「安心生活創造事業」において実施するサービスが考えられること。

(別添2)

平成20年10月16日

事務連絡

各 都道府県 地域包括支援センター職員研修担当者 御中
指定都市

厚生労働省老健局振興課

介護サービス適正実施指導事業（地域包括支援センター職員研修事業）に係る照会
について

平素、介護保険制度及び地域包括支援センターの円滑な運営にご協力いただき、
ありがとうございます。

地域包括支援センター職員研修事業については、介護サービス適正実施指導事業
（平成12年5月1日老発第473号）により実施されているところであり、都道
府県・指定都市におかれましては、地域包括支援センター職員が、業務を行う上で
必要な知識の習得、技術の向上を図る観点から積極的に取り組んでいただいている
ところですが、今般、当事業の受講対象者について照会がありましたので、下記の
通り情報提供いたします。

問 地域包括支援センター職員研修事業の受講対象者に、ランチ及びサブセン
ターの職員は含まれるのか。

(回答)

受講対象者は、地域包括支援センターに関わる職員が当研修を受講すること
により総合相談支援等の包括的支援事業や介護予防支援業務が効果的に実施され
ることが期待されることから、在宅介護支援センター等が実施するランチ及び
サブセンターの職員、その他都道府県・指定都市が適当と認める者が受講するこ
とは差し支えない。